

旭川市報道依頼

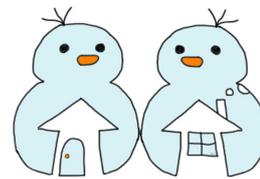
各報道機関 様

発表日	令和 2年 4月 1日
発信課	建築部建築総務課住宅政策係
担当者	富田
連絡先	電 話 (内)5742 (直)25-9708
	F A X 25-9788
	E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	第1期 4月 20日(月) ~ 5月 13日(水) 第2期 7月 1日(水) ~ 7月 14日(火)
発表項目 (行事名)	令和2年度 旭川市住宅雪対策補助金の募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市では、冬期における住環境の快適性や安全性の向上を考えて住宅の雪対策工事を行う場合にその費用の一部を補助しています。</p> <p>令和元年度は、募集枠を超える申し込みがあったため抽選により交付者を決定しており、市民や建築関連事業者からの反響が大きい制度となっております。</p> <p>つきましては、より多くの市民の皆様に本制度を知っていただきたいため、広く報道して下さるようお願い申し上げます。</p> <p>なお、補助金の申請には、工事見積書等の申請書類を御用意いただくために時間を要します。このため申請の受付までの広報が重要と考えておりますので、4月1日から4月19日までの期間での報道について重ねての御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 対 象 旭川市内にある住宅(賃貸住宅を含む) 申請される方が旭川市税を完納されている方</p> <p>2 対象工事 融雪施設設置工事や雪対策のための住宅改修工事 ※既に契約や着工している工事は対象になりません</p> <p>3 補 助 額 一律 10 万円(対象工事費 30 万円以上で申請可能)</p> <p>4 募集予算枠 第1期：3,500 万円 第2期：1,500 万円 ※詳細については、別添のパンフレットを御覧ください。</p> <p>5 申請受付期間 上記参照</p> <p>6 申請書配布・受付・問い合わせ 旭川市 6 条通 10 丁目旭川市第三庁舎 4 階 建築部建築総務課 TEL 25-9708</p>
添付資料	有 ●令和2年度 旭川市住宅雪対策補助制度の御案内(パンフレット)
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

令和2年度 旭川市住宅雪対策補助制度の御案内

冬期における住環境の快適性や安全性の向上を
考えて住宅の雪対策工事を行う場合に、その費用の
一部を補助します。



対象住宅 対象者	<ul style="list-style-type: none">◆ 旭川市内にある住宅であること（賃貸住宅を含む）◆ 工事を行う住宅に申請者（工事の契約者）の住民登録があること、又は申請者が所有している住宅であること◆ 申請者が旭川市税を完納していること
<p>※ 過去に本市の住宅雪対策補助制度を利用した場合や、今年度に本市の「住宅改修補助制度」や「やさしさ住宅補助制度」を利用する場合は利用できません。</p> <p>※ 融雪施設設置工事の場合は、建築中又はこれから建築する住宅も対象です。</p> <p>※ 空き家・別荘・公営住宅・高齢者等施設は対象外です。その他詳細は Q&A を御確認ください。</p>	

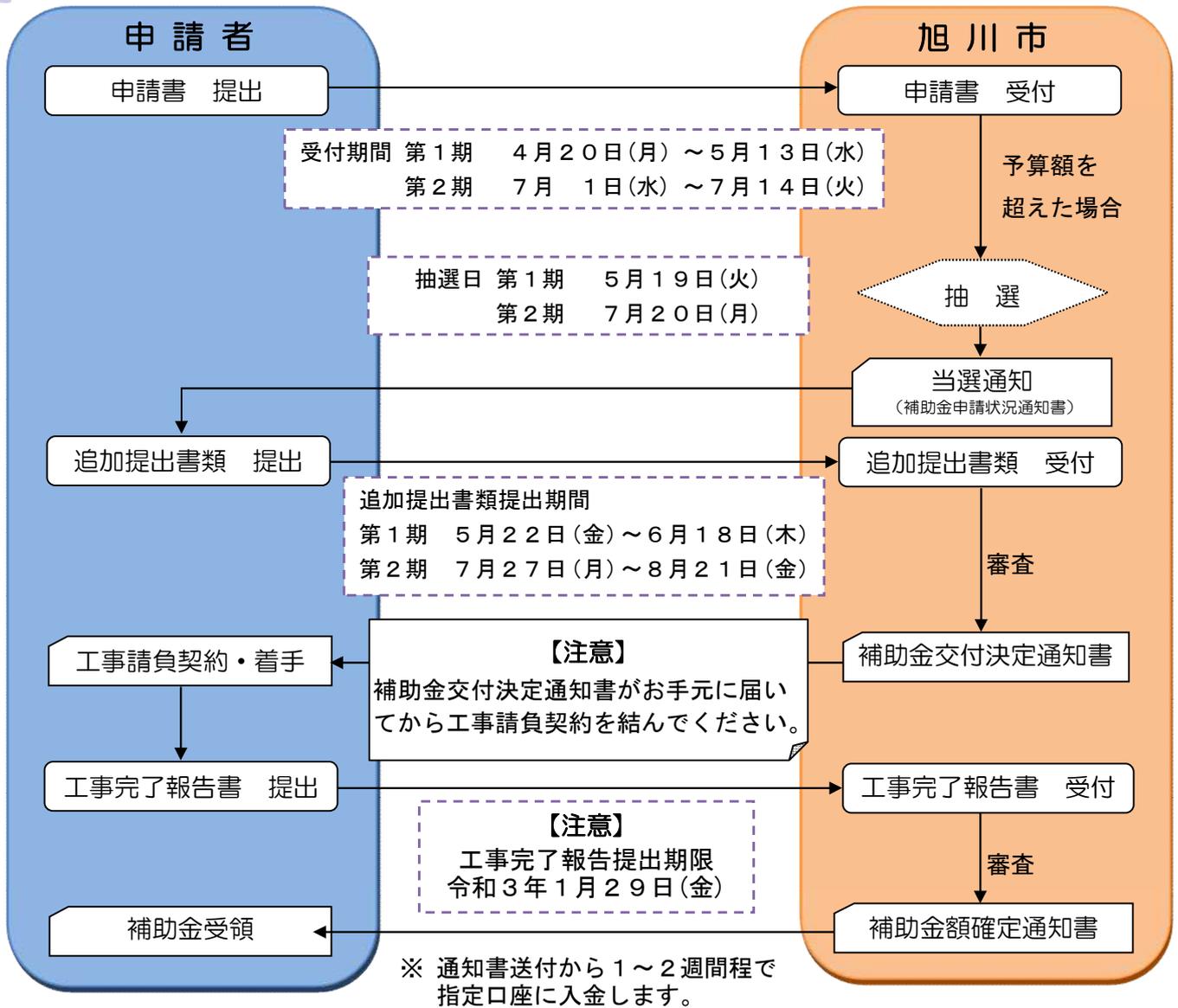
対象工事	<p><u>詳細については別紙「対象工事基準」を御覧ください。</u></p> <ol style="list-style-type: none">① 融雪施設設置工事（融雪槽・融雪機やロードヒーティングなどの新設）② 雪対策のための住宅改修工事（無落雪屋根への改修や雪庇防止装置の新設など） <p>※ 対象工事費が税込30万円（法人は税抜）以上の工事から申込みできます。</p> <p>※ ② 雪対策のための住宅改修工事は既存の一戸建住宅のみが対象です。</p>
<p>※ <u>次に該当する工事は対象になりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・既に工事請負契約や着手・完了している工事・市内に営業所等を置いていない施工業者と工事請負契約する工事・国や北海道などが実施する制度で補助を利用できる工事	

補助金額	◆ 10万円（一律）
------	------------

受付期間 及び 募集予算額	<p>第1期：令和2年4月20日（月）～5月13日（水） 抽選：5月19日（火）</p> <p>第2期：令和2年7月 1日（水）～7月14日（火） 抽選：7月20日（月）</p> <p>募集予算額 第1期 3,500万円 第2期 1,500万円</p> <p>※ 受付期間中に予算額を超えた場合は抽選となります。</p> <p>※ 第1期の受付で予算額を超えなかった場合は、残った予算を第2期の予算に 上乗せします。第2期の受付で予算額を超えなかった場合は、12月11日（金） まで先着順に受付します。</p>
---------------------	---

※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※

申請から補助金の支払までの手順の流れ



⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった方は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。
必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- 分譲マンションで工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 補助金の各種手続には、補助金交付申請書に使用した印鑑と同じ印鑑で押印願います。
- 建築基準法第6条第1項に定める工事を行う場合には、工事前に確認申請が必要になります。
判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。

市役所からのお願い

道路への雪出しをしないようにし、
玄関前などの道路の除雪にも御協力ください。

 **手順に必要な書類**（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類	
① 補助金交付申請書	所定の用紙（様式第1号）
② 工事見積書（原本）	市内に営業所等を置く施工業者が作成・押印した見積書
③ アンケート	旭川市住宅雪対策補助制度申請者アンケート用紙
当選後に必要な書類（追加提出書類） <u>※提出期間内に速やかに提出してください。</u>	
① 付近見取図	工事を行う住宅の場所が分かる地図等
② 現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの） ※融雪施設設置工事の場合は、敷地内に既存の融雪施設がないことを確認できるように写してください。また、融雪施設設置場所に障害物がないように写してください。
③ 工事の図面	工事箇所や使用材料の内容・寸法等が分かる図面 ※融雪水の排水経路等が分かるようにしてください。
④ 製品規格・仕様等の資料	融雪施設などの規格・仕様が分かるカタログなど
⑤ 申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの） ※市外在住の方であっても、旭川市に固定資産税等の納付があれば取得可能です。詳しくは窓口又は各支所にお問い合わせください。
※ 住宅の所有を確認できる書類 （申請者が居住していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（最新の内容で原則3か月以内のもの）など ・新築中又はこれから新築する住宅の発注者が申請する場合はその工事請負契約書の写しなど
完了時に必要な書類 <u>※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和3年1月29日（金）</u>	
① 工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第10号）
② 完了写真	※申請時に撮影できなかった部分（屋根面など）や隠ぺい部分（工事後に見えなくなる部分）がある場合は、工事着手前や工事中的の写真も必要となります。
③ 工事請負契約書の写し	※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。
④ 支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤ 補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第12号）
⑥ 道路占用許可書の写し ※必要な場合	※道路側溝などに排水管を接続するときは、その工事の前に許可を受ける必要があります。また、宅地内の既設排水管に接続する場合でも許可が必要になる場合がありますので御注意ください。 詳しくは、土木部土木管理課道路占用係 ☎（0166）25-5375
⑦ 検査済証の写し	※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。

※ 上記のほかにも、審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請時や完了時の審査で現地を確認させていただく場合があります。

申請窓口・お問合せ先

旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
 建築部 建築総務課 住宅政策係 ☎（0166）25-9708
 郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。

対象工事基準

融雪施設設置工事	融雪施設の設置
	1 融雪槽又は融雪機（固定式のもの）の新設
	2 ロードヒーティングの新設
	3 上記以外の融雪施設（固定式のもの）の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用の可否にかかわらず敷地内に同種の既存施設がない住宅への設置のみ対象 ・ 融雪水の排水が適正に処理される施設のみ対象 ・ 落下の危険がある投雪口に格子蓋を設置するなど使用者の安全に配慮した構造の施設のみ対象 ※ 融雪水の排水管を道路側溝等に接続する時、又は道路上にロードヒーティングを設置する時は、 <u>工事着手前に道路占用許可の手続を行うこと</u> （既存の排水管に接続する場合にも必要な場合があります。） ※ 熱源を屋外に設置する場合は、隣接者に対して騒音・排気等に十分配慮すること
雪対策の（二戸）建住宅のための住宅改修工事	屋根雪対策
	4 屋根ルーフヒーターの新設
	5 勾配屋根を無落雪屋根（M形屋根、フラット屋根（屋根勾配 3/100 程度））へ改修
	6 滑雪する屋根材（カラートタン等）を落雪しづらい屋根材（砂付きルーフィング等）へ変更
	7 雪庇防止装置（雪庇切り金物等）の新設 <ul style="list-style-type: none"> ※ いずれも改修前後の状況で建築基準法関係規定に抵触していないこと ※ 無落雪屋根への改修は、隣地への軒先の雪・氷せり出し防止策を講じること、また、積雪の重さに耐えられる構造体であること ※ 雪庇防止装置（雪庇切り金物等）は、原則として無落雪屋根への設置のみ対象
	雪よけ屋根の新設
	8 玄関アプローチの通行上必要な部分へ屋根の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関アプローチを兼ねたカーポートは、間口幅3.4m以上（柱芯間）のものでアプローチのための幅1.5mの部分のみ対象 ・ 風除室は新たに屋根を設ける場合のみ対象
共通	9 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事 ※ 例 ・ 諸経費 ・ 養生、整理清掃その他工事に必要な仮設工事 ・ 対象工事に直接関係する撤去、下地、復旧工事
	10 その他住宅の雪対策の向上に効果があると市長が認めた工事

対象にならない工事の例	
・ 融雪施設や屋根ルーフヒーターの改修	・ 屋根の塗装塗替え・張替え、防水改修
・ 落雪屋根の勾配の向きの変更や勾配のある屋根への改修	・ 既に屋根がある玄関への風除室の設置など
・ 玄関アプローチを兼ねない駐車用カーポートの設置	・ 防雪フェンス

- ※ 融雪施設設置工事は新築中又はこれから新築する住宅も対象です。ただし、新築工事とは別契約で、かつ、工事請負契約前であることが条件になります。
- ※ 併用住宅は、非住宅部分の延べ面積の合計が全体の延べ面積の 1 / 2 以下かつ 5 0 m²以下の建物に限り対象とします。ただし、専ら住宅以外の用途のために使用されるものは対象外です。
- ※ 過去 1 0 年以内に本制度や住宅改修補助制度、やさしさ住宅補助制度で補助金の交付を受けて工事をした部分は対象外です。
- ※ 各種調査費、申請手続代行費、住設設備延長保証料、収入印紙代などは対象外です。
- ※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

旭川市住宅雪対策補助制度 Q & A

制度の利用に関すること

Q1 工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。	
A1	できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手したりした場合は対象外です。
Q2 過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。	
A2	できません。同じ補助制度による補助金の交付は、同一の住宅について1回限りです。補助金の交付を受けた方が転居されていても同様です。
Q3 申請する住宅に住んでいなくても申請できますか。	
A3	居住者のいる住宅の所有者(法人含む)であれば申請できます。 なお、融雪施設を設置する場合は、新築住宅の発注者も申請できます。ただし、新築工事と別の工事請負契約とし、融雪施設設置工事の契約締結前であることが要件になります。
Q4 他の補助制度や支給事業と併用できますか。	
A4	同年度に、旭川市で実施している住宅改修補助制度・やさしさ住宅補助制度・住宅雪対策補助制度と併用することはできません。 その他の市の補助制度等については、対象となる工事を明確に区別できる場合は併用できることがあります。国や北海道の補助制度等を利用する場合も同様です。
Q5 施工業者と工事請負契約を結ばない工事は対象になりますか。	
A5	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。
Q6 DIYやホームセンターでの購入等は対象になりますか。	
A6	申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工は対象になりません。

対象となる住宅に関すること

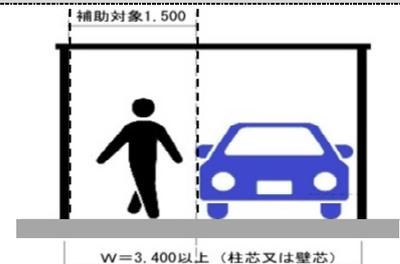
Q7 建物の一部が店舗や事務所の併用住宅は対象になりますか。	
A7	非住宅部分の延べ面積の合計が、建物全体の延べ面積の1/2以下かつ50㎡以下の建物に限り対象になります。ただし、専ら住宅以外の用途のために使用されるものは対象外となります。
Q8 分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。	
A8	分譲マンションで工事を行う場合は必ず管理組合(理事長)の承諾を得てください。 また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。
Q9 複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたら良いですか。	
A9	施工業者が複数の場合は、それぞれの見積書を全て添付して申請してください。
Q10 車庫や物置は対象になりますか。	
A10	住宅と別棟の車庫や物置等は対象になりません。
Q11 二世帯住宅は2戸としてそれぞれ申請できますか。	
A11	1棟の建物が構造上区分されて独立し、それぞれ不動産登記をしている場合は、それぞれ1戸の住宅として申請することが可能です。ただし、融雪施設を設置する場合などで、二世帯がその施設を共用できると考えられる場合には、二世帯を1戸の住宅とみなすため、世帯ごとに申請することはできません。

申請時の提出書類に関すること

Q12 見積書は補助金の対象と対象外とに分ける必要がありますか。
見積書には、補助金の対象と対象外を分かりやすく明記してください。
A12 仮設工事や諸経費など数量が区分できない一式計上の項目は、全体工事費との金額按分としてください。
Q13 郵送による申請はできますか。
A13 申請時に提出書類の内容を確認するため、郵送による申請は受け付けていません。
Q14 申請などの手続きは申請者本人が行かなければならないですか。
A14 申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。
Q15 第1期で落選した場合、第1期で提出した申請書などを第2期の申請で利用できますか。
A15 できません。申請する意思や工事内容を確認するため、改めて提出してください。 なお、アンケートの提出は不要です。

対象となる工事に関すること

Q16 融雪施設の改修は対象になりますか。
A16 改修は対象になりません。また、使用の可否にかかわらず敷地内に同種の融雪施設がある場合は、新たに設置する場合であっても対象外となります。
Q17 既に融雪槽がある住宅にロードヒーティングを設置する場合は対象になりますか。
A17 融雪槽とロードヒーティングは、対象工事基準で種類区分が異なるため、対象となります。
Q18 屋根勾配の向きを変えるのは対象になりますか。
A18 勾配屋根から無落雪屋根への改修は対象となります。単に屋根の勾配や向きを変える工事は、対象にはなりません。
Q19 カーポートも対象になりますか。
A19 柱芯間で3.4m以上のカーポートで、歩行者のアプローチを兼ねた大きさのものは対象となります。 この場合、通行部分の幅1.5mを補助対象とし、カーポート全体の面積(※)との按分で補助対象工事費を算出します。 ※面積は地面への水平投影面積とし、外寸で計算してください。



住宅に関する相談窓口の御案内 (住まいるダイヤル)

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅やリフォームに関する心配事や疑問などの相談を受けることができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100

(受付：10:00～17:00 土日祝日年末年始を除く)

(ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話できます。PHSや一部のIP電話などでつながらない場合は03-3556-5147を御利用ください。)

旭川市住宅雪対策補助金 申請の御案内

「旭川市住宅雪対策補助金」の申請に必要な書類をまとめています。
「旭川市住宅雪対策補助制度の御案内」（パンフレット）をよくお読みになった上で、次の必要書類を御用意ください。



補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後でなければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。

《 申請時に提出する書類 》

チェック		
<input type="checkbox"/>	旭川市住宅雪対策補助金交付申請書 [様式第1号]	(①-一例) 参照
<input type="checkbox"/>	施工業者が作成した見積書 (原本) ※ 施工業者が直接押印したもの。 ※ 抽選日以降まで見積有効期限があるもの。	(②-一例) 参照
<input type="checkbox"/>	旭川市住宅雪対策補助制度申請者アンケート	

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

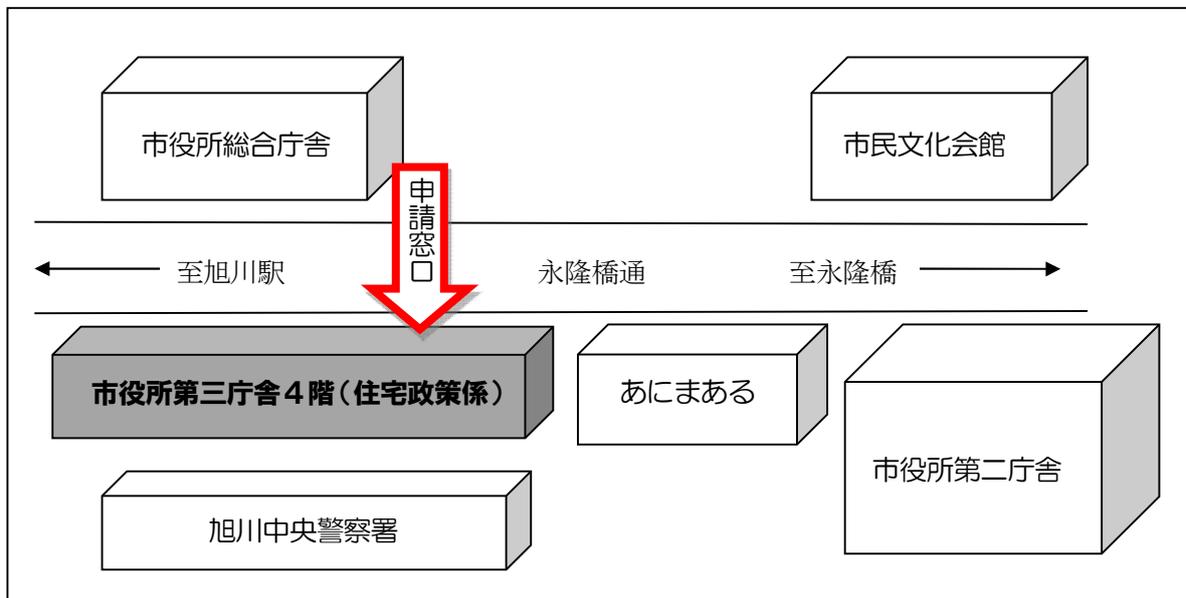
※ 第1期で落選された方が、続けて第2期にも申請される場合

交付申請書と見積書は、新しく作成して提出してください。(再使用はできません。)
なお、アンケートについては、再度提出する必要はありません。

《 申請窓口・お問合せ先 》

旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 住宅政策係 電話25-9708

※郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。



<記載例>



①一例

令和2年度 旭川市住宅雪対策補助金交付申請書

(申請者及び同居者の個人情報照会承諾書)

鉛筆や消えるボールペン、
スタンプ式の印鑑は使用しないでください。

捨印を押してください。

月 日

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者) ※法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名		
〒 070 - 0036	フリガナ アサヒカ タロウ	年齢
住所 旭川市6条通9丁目46番地	氏名 旭川 太郎	50 歳
電話(携帯)番号 0166 - 〇〇 - 〇〇	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用ください。	

旭川市住宅雪対策補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のため、申請者及び同居者の「住民票」、「介護保険」、「障がい者」、「暴力団」及び「犯罪者」の届出状況並びに他の官公署に照会を行うことを承諾します。

日中に連絡可能な電話(携帯)番号を記入してください。

道路占用許可が必要な場合、市の関係課に本申請の情報が共有されることを承諾し、地下水のくみ上げを行う場合には、直接的及び間接的な損害について、いかなる場合も自己の責任において対処します。

今回の工事を行う建築関連事業者 (施工業者)			
〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	事業者名	株式会社 〇〇〇〇	
住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地	担当者・連絡先 (担当)	担当者氏名	事務所 TEL もしくは担当者の携帯 TEL
融雪施設設置工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください			
<input checked="" type="checkbox"/> 1 融雪槽・融雪機の新設	(熱源) <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 他 ()		
<input type="checkbox"/> 2 ロードヒーティングの新設	(熱源) <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 他 ()		
雪対策のための住宅改修工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください。			
<input type="checkbox"/> 4 屋根ルーフヒーターの新設	への改修		
<input type="checkbox"/> 6 落雪しづらい屋根材への改修	置の新設		
<input type="checkbox"/> 8 アプローチ部分への屋根新設	()		
補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	住宅雪対策工事費 (総工事費)	880,000 円	円
	補助対象工事費 (30万円以上) ※法人が申請する場合は税抜き	797,866 円	円
	補助申請額 (一律10万円)	100,000 円	円
※備考欄			受付番号
補助申請額は、一律10万円です。			

工事予定期間の日付は、目安で構いません。

工事予定期間	(追加提出書類の受付開始日以降) 2020年8月22日 ~ 2020年8月31日	
雪対策工事を行う住宅	所在地	旭川市 <small>※申請者の現住所が異なる場合のみ記入してください。</small>
	建築年数	築1年 申請者の住所と同じ場合は記入不要です。
	居住年数	15年 建て方 <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 併用住宅※ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建
	(融雪施設設置工事を行う場合) 現在、敷地内に固定式の融雪槽・融雪機やロードヒーティングがありますか。 融雪槽・融雪機 (<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない) ロードヒーティング (<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない)	
制度利用状況	新たに設置する場合のみが対象です。改修や、同種の融雪施設がある場合は、この補助金は利用できません。	
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (助成制度等の名称) (工事内容) 「する」場合は、工事が重複していないことを明確にする必要があります。申請前に御相談ください。	
居住者の状況	総人数	1人

※「併用住宅」とは、居住する部分と事務所や店舗等として業務に使用する部分を併せ持つ住宅のことを指します。併用住宅で補助を受ける場合には、別途制限がありますので、事前に御相談ください。

【建物・土地所有状況】

工事を行う建物及び土地は、申請者が全て所有していますか。 所有している 所有していない
※建築(新築)中、又はこれから建築する場合は土地について記入してください。

土地・建物工事承諾書

私(ども)は、申請者が私(ども)名義の土地・建物について、「旭川市住宅雪対策補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。

2020年4月10日 (土地・建物所有者、共同所有者、管理組合等)

住所 旭川市6条通9丁目46番地

※本人による署名・捺印をお願いします。
(分譲マンションの場合は、管理組合等による署名・捺印をお願いします。)

氏名 旭川 花子 **印**

電話番号 0166 - 〇〇 - 〇〇

※申請者が法人の代表者である場合は、この様式で代表者並びに役員の名前、住所、氏名及びその請負

- 申請する土地建物の所有者が申請者と異なる場合や、複数名で所有している場合、分譲マンションの場合などには、この承諾書に申請者以外の所有者等の記名・押印が必要です。
※ 印鑑は、御家族等であっても申請者とは別のものを使用してください。
- 申請者が土地と建物の全てを所有している場合は記入不要です。

②一例

<記載例>

作成日 年 月 日

御見積書

施工業者の押印がある原本を提出してください。

住所 (申請者住所)

氏名 (申請者名)

有効期限は、抽選日以降としてください。また、申請書に記載した工期と整合させてください。

請負者名
代表者 印
住所

見積書有効期限：〇〇年〇月〇日

工事項目	摘要	数量	単価	金額	補助申請部分		
					数量	単価	金額
融雪槽本体	〇〇〇	1基	□□□	****	1基	□□□	****
揚水ポンプ	〇〇〇	1台	□□□	****	1台	□□□	****
排水ポンプ	〇〇〇	1セット	□□□	****	1セット	□□□	****
土工事	〇〇〇						
埋め戻し	〇〇〇						
排水工事	〇〇〇	4m		****	4m	□□□	****
電気工事	〇〇〇	1式	□□□	****	1式	□□□	****
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●			●
路盤工事	〇〇〇	30㎡	□□□	****	0㎡	□□□	0
舗装工事	〇〇〇	30㎡	□□□	****	4㎡	□□□	****
小計				750,000			680,000
諸経費							68,000
合計							748,000
値引き							△22,667
再計				800,000			725,333
消費税				80,000			72,533
総合計				880,000			797,866

補助金の申請上、数量「1式」は原則認められません。本体と取付費を分けて計上してください。

補助対象外工事を除く。

申請書の【補助対象工事費】に記入する金額になります。
※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、申請書には総工事費か全体工事費を記入してください。

申請書の【住宅雪対策工事費(総工事費)】に記入する金額になります。

【見積書作成の注意事項】

- ①見積書に不明な点がある場合は、提出し直していただく場合がありますので、御注意ください。(数量が一式である、申請部分が不明確である、など)
- ②一式計上(諸経費、値引き等)の補助申請額は原則、全体工事費との金額按分としてください。※補助交付額の算定は、全体工事費との金額按分で行います。



令和2年度 旭川市住宅雪対策補助金交付申請書

(申請者及び同居者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和2年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者) ※法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名		
〒	フリガナ	年齢
住所	氏名 印	歳
電話(携帯)番号	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用ください。	

旭川市住宅雪対策補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために、他の助成制度の利用状況や、申請に関する者の「住民票」、
「介護保険」、「障がい者」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

道路占用許可が必要な場合、市の関係課に本申請の情報が共有されることを承諾し、地下水のくみ上げを行う場合には、直接的及び間接的な損害について、いかなる場合も自己の責任において対処します。

今回の工事を行う建築関連事業者 (施工業者)			
〒	事業者名		
住所			
担当者・連絡先 (担当)	(電話番号)		
融雪施設設置工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください			
<input type="checkbox"/> 1 融雪槽・融雪機の新設	(熱源)	<input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 他 ()	
<input type="checkbox"/> 2 ロードヒーティングの新設	(熱源)	<input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 他 ()	
雪対策のための住宅改修工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください。			
<input type="checkbox"/> 4 屋根ルーフヒーターの新設	<input type="checkbox"/> 5 無落雪屋根への改修		
<input type="checkbox"/> 6 落雪しづらい屋根材への変更	<input type="checkbox"/> 7 雪庇防止装置の新設		
<input type="checkbox"/> 8 アプローチ部分への屋根新設	<input type="checkbox"/> 3・10 他 ()		
補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	住宅雪対策工事費 (総工事費)	円	円
	補助対象工事費 (30万円以上) ※法人が申請する場合は税抜き	円	円
	補助申請額 (一律10万円)	円	円
※備考欄			受付番号

※裏面の記入もあります。

工事予定期間	(追加提出書類の受付開始日以降) 年 月 日 ~ 年 月 日		
雪対策工事を行う住宅	所在地	旭川市 <small>※申請者の現住所が雪対策工事を行う住宅の所在地と異なる場合のみ記入してください。</small>	
	建築年数	築 年 <input type="checkbox"/> 建築(新築)中, またはこれから建築する。	
	居住年数	年	建て方 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 併用住宅※ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建
	(融雪施設設置工事を行う場合) 現在, 敷地内に固定式の融雪槽・融雪機やロードヒーティングがありますか。 融雪槽・融雪機 (<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない) ロードヒーティング (<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない)		
制度利用状況	過去に「旭川市雪対策補助制度」を利用したことがありますか。 <input type="checkbox"/> ない		
	今年度に「旭川市住宅改修補助制度」又は「旭川市やさしさ住宅補助制度」を利用しますか。 <input type="checkbox"/> しない		
	国, 北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (助成制度等の名称) (工事内容)		
居住者の状況	総人数	人	うち65歳以上の方の人数 人

※「併用住宅」とは, 居住する部分と事務所や店舗等として業務に使用する部分を併せ持つ住宅のことを指します。併用住宅で補助を受ける場合には, 別途制限がありますので, 事前に御相談ください。

【建物・土地所有状況】

工事を行う建物及び土地は, 申請者が <u>全て</u> 所有していますか。 <input type="checkbox"/> 所有している <input type="checkbox"/> 所有していない <small>※建築(新築)中, 又はこれから建築する場合は土地について記入してください。</small>
土地・建物工事承諾書 私(ども)は, 申請者が私(ども)名義の土地・建物について, 「旭川市住宅雪対策補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。 年 月 日 (土地・建物所有者, 共同所有者, 管理組合等) 住所 _____ 氏名 _____ 印 電話番号 _____ ※本人による署名・捺印をお願いします。 (分譲マンションの場合は, 管理組合等による署名・捺印をお願いします。)

※申請者が法人の場合にあつては, 別途任意の様式で代表者並びに役員住所, 氏名及びその読み仮名の一覧を提出してください。

(注1) 申請者(法人にあつては代表者及び役員)が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団, 又は同条同項第2号に規定する暴力団員に該当する場合は, 補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があつた場合は, 補助金の交付決定を取り消すことや, 補助金の返還を命ずることがあります。

令和2年度 旭川市住宅雪対策補助制度申請者アンケート

このアンケートは、「旭川市雪対策補助制度」を申請する方をお願いしています。
回答内容は、補助制度や今後の住宅施策を検討するための基礎資料とすることを目的とし、
全ての回答を統計的に処理することから、回答された方の不利益になることはありません。

※ 該当する番号を○で囲んでお答えください

1 補助制度を何から見聞きして知りましたか？（複数選択可）

- ① 市民こうほう「あさひばし」 ② 市役所の窓口やホームページ
③ 新聞記事 ④ 工事業者
⑤ 家族・友人・知人 ⑥ その他（ ）

2 補助制度は工事を行うきっかけになりましたか？

- ① 補助制度が工事を行うきっかけになった ② 補助制度は工事を行うきっかけではない
【①と回答された方のみ】補助金の抽選に外れても工事を行いますか？
A 抽選に外れても工事を行う
B 抽選に外れたら工事を行わない

3 世帯年収（世帯員全ての税込年収）はどのくらいですか？

- ① 200万円未満 ② 200万円～400万円未満 ③ 400万円～600万円未満
④ 600万円～800万円未満 ⑤ 800万円～1千万円未満 ⑥ 1千万円以上

4 今回の工事費用はどのように調達しますか？

- ① 全額自己資金
② 金融機関から借りる ⇒ (① 全額 ・ ② 一部)
③ 親族から借りる ⇒ (① 全額 ・ ② 一部)
④ その他（ ）

5 工事業者は何を重視して選びますか？（3つまで選択可）

- ① 担当者の対応・人柄 ② 正確な情報提供 ③ 要望に対する理解力・提案力
④ 価格が低いこと ⑤ 価格の透明さ・明瞭さ ⑥ 会社の知名度・評判
⑦ 以前に工事を頼んだことがあるかどうか ⑧ その他（ ）

6 今回の工事のために何社から見積書を取りましたか？

- ① 1社 ② 2社 ③ 3社以上

7 昨シーズン、宅地内の雪を道路に出している光景を見たことがありますか？

- ① よく見た ② たまに見た ③ あまり見なかった ④ まったく見なかった

8 宅地内の雪を道路に出すことは、法律で禁じられていることを知っていますか？

- ① 知っている ② 知らなかった